

独立した第三者保証報告書

2026 年 7 月 31 日

京阪神ビルディング株式会社
代表取締役社長 若林 常夫 殿

仰星監査法人
大阪事務所

業務責任者

濱田 善彦

仰星監査法人（以下「当法人」という。）は、京阪神ビルディング株式会社（以下「会社」という。）が作成した「TCFD レポート 2026」（以下「報告書」という。）に記載されている☑の付された 2025 年度の GHG 排出量（Scope 1 及び Scope 2 に限る）（以下「GHG 排出量」という。）について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の基準（報告書に記載されている）に従い GHG 排出量を作成する責任を負っている。なお、GHG 排出量の算定には、排出係数を用いており、当該排出係数の基となる科学的知識が確立されておらず、また、温室効果ガス排出量の算定の過程で使用される測定装置固有の機能上の特質及びパラメータの推定的特質から固有の不確実性の影響下にある。

当法人の独立性と品質管理

当法人は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当法人は、国際品質管理基準第 1 号「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

当法人の責任

当法人の責任は、当法人が実施した手続及び当法人が入手した証拠に基づいて、GHG 排出量に対する限定的保証の結論を表明することにある。当法人は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 3000 「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び国際保証業務基準 3410 「温室効果ガス報告に対する保証業務」に準拠して、限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、当法人が実施した手続は、質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭く、その結果、当法人が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。当法人の実施した保証手続には以下が含まれる。

- ✓GHG 排出量の作成・開示方針についての質問
- ✓関連する内部統制の理解
- ✓試査に基づく根拠証拠との突合、再計算
- ✓GHG 排出量及び関連するデータに対する分析的手続の実施
- ✓GHG 排出量の表示の妥当性に関する検討

限定的保証の結論

当法人が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、GHG 排出量が、会社が採用した算定及び報告の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以上